

## 参考：「静岡県建築基準条例第10条の解説 詳細版」の質問と回答

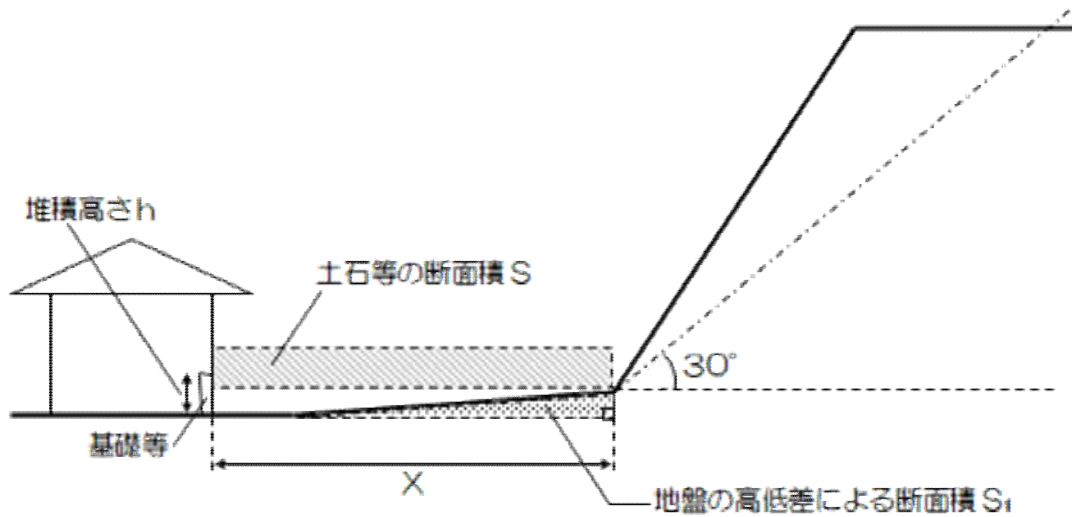
No.	頁	質問	回答
1	P.8	敷地内での別棟増築で、がけと申請建物の中に脇屋（元々母屋として使用していたもの）が立っている場合、がけの検討について脇屋の部分については、検討に入れないこととしてよいか？	脇屋が昭和29年4月1日以降に適法に建築された建築物の場合、県条例第10条に適合しているため、改めて検討する必要は無い。
2	P.25	敷地とがけの下端に高低差がある場合、崩壊土量に基づく堆積高さの算定はどのようにすればよいか。	別紙1のとおりとする。
3	P.27	図10に示す基礎の仕様（せん断補強筋のフック）は、平成12年告示第1347号第1第3項及び第4項に規定する鉄筋相互の緊結に関して、一般財団法人日本建築センター（BCJ）の評定を取得していれば、フック以外としてよいか。	平成12年告示第1347号第1第3項及び第4項に規定する鉄筋相互の緊結に関して、一般財団法人日本建築センター（BCJ）の評定を取得している場合は、せん断補強筋の仕様をフック以外としてもよい。 なお、確認審査において評定書の写しの添付を求める。
4	P.25	がけが2段になっている場合、25ページ下段（⑤-b-②）の方法により、堆積高さ $h$ を算定するにはどのようにすればよいか。	別紙2の方法が考えられる。なお、他の方法を妨げるものではない。

別紙1

敷地とがけの下端に高低差がある場合の堆積高さ  $h$  の算定方法

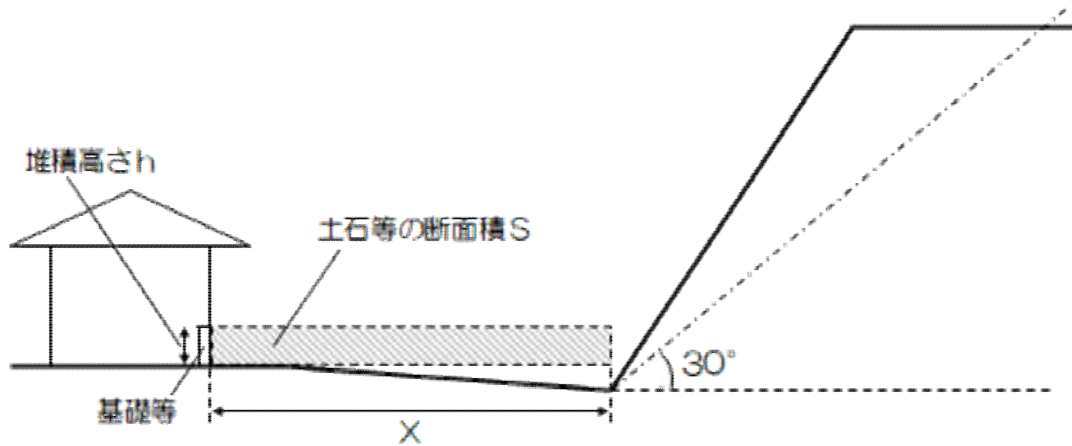
① 敷地よりがけの下端が高い場合

堆積高さ  $h = (S + S_1) / X$



② 敷地よりがけの下端が低い場合

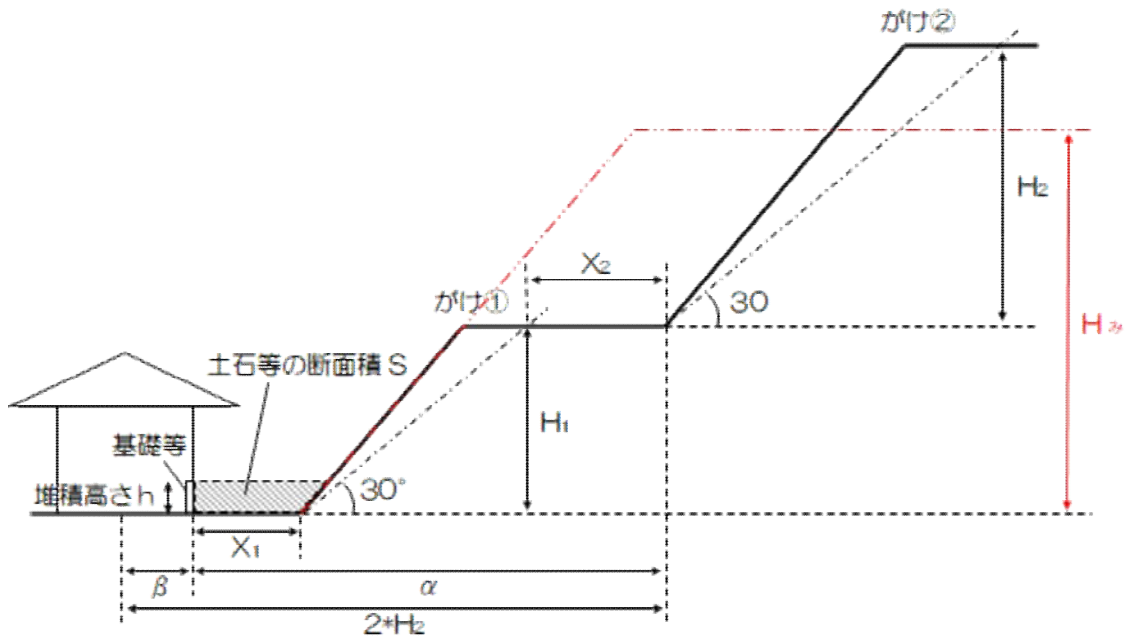
堆積高さ  $h = S / X$



別紙 2

2段がけにおける堆積高さ  $h$  の算定方法

(がけの条件)



(凡例)

$X_1$  : 基礎等～がけ①下端の水平距離 (m)

$X_2$  : がけ①上端～がけ②下端の水平距離 (m)

$\alpha$  : 基礎等～がけ②下端の水平距離 (m)

$H_1$  : がけ①のがけの高さ (m)

$H_2$  : がけ②のがけの高さ (m)

$H_m$  : がけ①②の形状等により決まる「2段がけのみなし高さ」(m)

$S$  :  $H_m$ により決まる土石等の断面積 ( $m^2$ )

$h$  : 堆積高さ (m)

(考え方)

「静岡県建築基準条例第10条の解説 詳細版(以下、詳細版)」25ページ下段(⑤-b-②)の方法により堆積高さ  $h$  を算定する場合、2段がけのがけの高さを一義的に決められないため、(⑤-b-②)の方法による算定ができない。

そこで、がけの形状等を考慮し、「2段がけのみなし高さ  $H_m$ 」をあらかじめ求めることで、(⑤-b-②)の方法により堆積高さ  $h$  を算定できるようにした。

(算定方法)

以下の手順により行う。

- ①下式により「2段がけのみなし高さ  $H_{み}$ 」を算定する。

$$H_{み} = H_1 + \{\beta / (\beta + X_2)\} * H_2 \quad ※ \beta = 2 * H_2 - \alpha \quad (\alpha \leq 2 * H_2)$$

- ②下表より  $H_{み}$  に対する「土石等の断面積  $S$ 」を決定し、下式により「堆積高さ  $h$ 」を算定する。

$$h = S / X_1$$

2段がけのみなし高さに対する土石等の断面積

2段がけのみなし高さ $H_{み}$ (m)	土石等の断面積 $S$ (㎡)
$5 \leq H_{み} < 10$	2.9
$10 \leq H_{み} < 15$	4.7
$15 \leq H_{み} < 20$	5.3
$20 \leq H_{み} < 25$	7.1
$25 \leq H_{み} < 30$	8.8
$30 \leq H_{み} < 40$	9.6
$40 \leq H_{み} < 50$	12.8
$50 \leq H_{み}$	15.6